

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 04 <u>R1</u>
提出年月日	令和 3 年 <u>5 月 11 日</u>

設工認に係る補足説明資料

設工認の申請計画の考え方

目 次

1. 概要	1
2. <u>複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分割申請における取扱い</u>	1
2. 1 設備に対する設計要件に加え、当該設備以外からの影響評価等が必要な事項	2
2. 2 施設の設置状況から設備に直接関係しない共通的な条文	3
2. 3 複数の構築物、系統、施設に関する事項	4
2. 4 分割申請における技術基準適合説明性の考慮	5
2. 5 共用設備に関する申請方法の整理	6
3. 工事工程、設計進捗等の分割申請で考慮する事項	7
3. 1 再処理施設	7
3. 2 MOX燃料加工施設	8
4. <u>変更要求の分割申請における取扱い</u>	9
添付－1 <u>技術基準規則における複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分類（再処理施設）</u>	
添付－2 <u>技術基準規則における複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分類（MOX燃料加工施設）</u>	
添付－3 <u>要求事項の分類フロー</u>	
添付－4 <u>許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項が直接紐づかない条文の技術基準規則の条文への展開方針</u>	
参考1 事業指定基準規則と技術基準規則の比較	
参考2 事業許可基準規則と技術基準規則の比較	

1. 概要

- 本資料は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における設工認の分割申請の実施にあたって、分割の考え方及び分割にあたっての技術基準適合の説明の考え方並びに考慮すべき事項について補足説明を行うものである。
- 今回の設工認申請では、申請対象となる設備が多数あり、その中には新規規制基準への適合に関し設計変更を行うものや新規に設備を製作し設置するものがあることから、技術基準適合性の説明にあたっては、複数の構築物、系統、施設に関係する事項、設備単体として扱うものや複数の設備を組み合わせて系統、施設として扱うものなどがある。
- また、申請対象となる設備が多数あり、設計や工事に要する期間等が異なることから、工事工程や設計進捗の状況を踏まえて設工認申請を分割することとしている。
- そのため、設工認申請における変更事項、工事工程、設計進捗といった前提条件を整理したうえで、第1項及び第2項の申請^{*}を考慮し、分割した場合においても各々の申請単位で技術基準適合性を示すことができるよう、分割申請において考慮すべき事項を整理し、分割申請における説明方針等を示す。

※共通01「1項申請と2項申請の区分」による。

- 以降、複数の申請書に跨る事項として共通事項（火災、溢水等）や工事工程、設計進捗といった分割申請で考慮する事項等の分割申請での取り扱いの考え方を示す。これらの条件を組み合わせて「共通05 工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）」に反映する。

2. 複数の構築物、系統、施設に関係する事項等の分割申請における取扱い (添付-1、2参照)

- 設工認申請では、申請対象となる設備が多数あり、その中には新規規制基準への適合に関し設計変更を行うものや新規に設備を製作し設置するものがある。
- そのため、設備単体で技術基準適合性を説明するもの、複数の設備を組み合わせた系統や施設等の単位で適合性を説明するもの、複数の構築物等の設計に関係し共通的な事項として説明するもの等がある。
- 火災、溢水等の技術基準適合性説明においては、再処理施設、加工施設の全体に広範に設置される設備や、発災設備・被災設備の双方に対する説明が必要であることから、説明対象となる設備が広範囲に亘る。
- 一方で、設計進捗や工事工程に関する制約から、同じ申請書内にこれら全ての設備を含めることが困難となる場合がある。このような場合には、条文適合の説明が申請書を跨ぐため、申請書毎に適合性に係る記載範囲を明確にする必要がある。
- 技術基準適合性の説明の違い等により分類し、分割申請における取扱い

を明確にする。

2. 1 設備に対する設計要件に加え、当該設備以外からの影響評価等が必要な事項

- 申請対象設備に対する直接の設計要件に加え、当該設備以外からの波及影響の考慮等が必要な事項として、火災等による損傷の防止と溢水による損傷の防止等があり、これらに対する分割申請の考え方を以下に示す。

(a) 火災等による損傷の防止

- 火災等による損傷の防止については、建物に関する火災区域の設定、区域境界の壁等の耐火能力の確保、建物に関する火災・爆発に対する機能維持の設計／火災を感知する設備・消火する設備の設置、感知性能・消火性能の確保／機能維持の設計を行う設備に対する火災影響評価など、複数の設備や複数の機能に関する設計条件・設計情報を考慮する必要がある。
- したがって、影響評価等については、防護対象設備が出揃ったうえで説明する必要があるため、分割申請を行うにあたっては、当該条文に係る適合性を説明する初回の申請において全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等に係る設計の適合性を申請する際には申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明することとし、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。

(b) 溢水による損傷の防止

- 溢水による損傷の防止については、建物に関する溢水防護区画の設定／設備に関する溢水に対する機能維持（機能喪失高さの設定等）／溢水影響評価など、火災防護設計と同様に複数の設備や複数の機能に関する設計条件を考慮する必要がある。
- したがって、溢水防護設計についても、影響評価等については、防護対象設備が出揃ったうえで説明する必要があるため、分割申請を行うにあたっては、当該条文に係る適合性を説明する初回の申請において全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等に係る設計の適合性を申請する際には申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明することとし、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。

(c) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

- 化学薬品の漏えいによる損傷の防止については、建物に関する防護区画の設定／設備に関する影響評価など、火災防護設計・溢水防護設計と同様に複数の設備や複数の機能に関する設計条件を

考慮する必要がある。

- したがって、化学薬品に関する防護設計についても、影響評価等については、防護対象設備が出揃ったうえで説明する必要があるため、分割申請を行うにあたっては、当該条文に係る適合性を説明する初回の申請において全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明することとし、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。
- 上記事項に対する分割申請での示し方は、以下の方針に則って対応する。
 - 初回の申請において、基本設計方針のうち、施設全体に関する基本方針に係る部分を示す。
 - 設計要求（機能要求、評価要求、設置要求等）に係る設計を示す必要のある設備が対象となる申請において、設備の設計要求に係る基本設計方針を示す。
 - 添付書類では、技術基準への適合性を示すために詳細説明が必要な項目を示す。基本設計方針の記載が基本方針のみで、設備の設計要求に係る基本設計方針の記載事項がない申請においては、添付書類で示すべき事項のうち詳細設計に係る内容は、設備の設計要求を示す設備等を申請する際に記載することを示す。
 - このような場合には、添付書類において当該添付書類の目次を示すとともに、「添付書類で示す詳細設計に係る内容は、〇〇設備等を申請する際に示す」と記載する。
 - また、機能要求等の要求事項に対応する基本設計方針を申請する場合は、添付書類での関係する項目において、申請対象設備の詳細設計を示すとともに、同じ項目でその後の申請書で詳細設計を示す事項がある場合には、その旨を示す（全体像がわかるようにする）。

2. 2 施設の設置状況から設備に直接関係しない共通的な条文

- 施設の設置状況から設備に直接関係しない共通的な条文に対する技術基準適合性説明は、分割申請における申請タイミングに特段の制約がなく、どの申請での説明も可能であることから、今回の設工認申請においては、初回申請（第1回申請）で適合性の説明を示すこととする。
- (a) 津波による損傷の防止
- 津波による損傷の防止については、施設を設置、設計するうえでの条件設定に関係するものであるが、事業変更許可申請において示したとおり、敷地が海岸線から離れており、かつ、敷地高も津波の影響を考慮する必要がない標高が確保されているため、個々

の設備の設計と直接関係しない敷地全体に関する共通的な事項である。このため、申請回については特段の制約がなく、どの申請回次においても説明可能であるが、今回の設工認申請においては、初回申請で適合性の説明を示すこととする。

(b) 人の不法な侵入等の防止

- 不法侵入等への防止設計については、複数の設備間での設計条件・設計情報の相互関係はなく、施設の設計とは無関係に複数の施設に共通的に要求される事項である。このため、申請回については特段の制約がなく、どの申請回次においても説明可能であるが、今回の設工認申請においては、初回申請で適合性の説明を示すこととする。

2. 3 複数の構築物、系統、施設に係る事項

(a) 安全機能を有する施設の地盤

- 施設の地盤については、耐震重要施設を設置するうえでの前提であり、建物、屋外構築物等の耐震設計の条件となることから、分割申請においては、建物、屋外構築物等の申請時に適合性を示す。また、複数の建物、構築物で共通的な条件になる場合は、共通的に取り扱う建物、屋外構築物等のうちの最初に申請する建物、屋外構築物等の申請において評価等を示す。
- 建物・屋外構築物等に収納する設備については、外殻となる建物・屋外構築物等によって地盤の影響を評価することから、建物・屋外構築物等において、地盤に対する適合性を示すこととし、収納する設備に対する適合性説明の対象としない。

(b) 地震による損傷の防止

- 地震による損傷の防止については、基準地震動の変更に伴う建物・屋外構築物等、設備に対する耐震評価といった個々に評価を行うものに加え、隣接建屋の影響、波及的影響評価など複数の建物、設備を含めて評価を行うものがあることから、評価の観点に応じて、分割申請での申請対象の構成を考慮する必要がある。
- 耐震設計上、隣接影響を考慮する必要がある建屋は、単独ではその影響を踏まえた評価ができないことから、分割申請においては、隣接影響のある建屋を同時に申請する。
- 波及的影響については、耐震重要施設を最初に申請する際に波及的影響の基本方針、設計方針を示す。また、基本方針、設計方針では、耐震重要施設に対して波及的影響を考慮する対象を示すとともに、波及的影響を考慮する対象が担保すべき条件を明確にする。波及的影響を考慮して設計する必要のある設備を申請する際に、波及的影響に係る評価結果を示す。

- 建物・屋外構築物等は、収納する設備を間接支持するものであり、建物・屋外構築物等が地震動に十分に耐えることができるものであることが前提となることから、分割申請においては、収納する設備より前又は同時に申請する。

2. 4 分割申請における技術基準適合説明性の考慮

(1) 複数の設備、機器を組み合わせて適合性説明が必要な事項

- MOX燃料加工施設では、新規申請の設備が多く、それらの技術基準適合性の説明では、システムとしての機能を踏まえて適合性を説明する設備、複数の設備の設計条件を組み合わせて適合性を説明する設備が存在する。
 - システムとしての機能を踏まえて適合性を説明：グローブボックス排気設備、工程室排気設備等
 - 複数の設備の設計条件を組み合わせて適合性を説明：グローブボックス、オープンポートボックス、フード、グローブボックス排気設備がある。
- これらは、分割申請において、同じ申請書内で適合性説明を行う必要がある。ただし、グローブボックス、オープンポートボックス、フードについては、複数の同類設備があるため類型化を行うことが可能と考えており、全てのグローブボックス、オープンポートボックス、フードが同じ申請書内に含まれている必要はない。

(2) 適合性説明の観点で類似する事項

- 申請対象設備の中には類似している設備や同様の機能を有している設備（例：重大事故等対処設備）があることから、効率的な申請という観点では、類型化の活用等により効率的な申請を計画する。
- また、MOX燃料加工施設においては、新たに技術基準適合性を説明する必要のある1項新規申請が多いことから、技術基準適合性に関して同種の説明を必要とする設備については、効率的な申請という観点で、対象を整理して集約し、同じ申請書内に含まれるよう考慮した申請計画とする必要がある。
- 以下に示す同種の説明を必要とする設備については、同じ申請書に含まれるよう申請を計画する。
 - 竜巻：気体廃棄物廃棄設備、非常用発電機
 - 外部火災：非常用発電機、給気設備、非管理区域換気空調設備
 - 火山：気体廃棄物廃棄設備、非常用発電機、非管理区域換気空調設備等

(3) 一つのシステム、設備が複数の申請書に跨る場合

- 分割申請において、一つのシステム、設備が複数の申請書に跨る場合には、技術基準への適合性を個々の申請書で説明できることが必要になるた

め、どの申請書で何を説明するか、それらが一貫性をもって技術基準への適合性を説明できるものであることを示す必要がある。

- そのため、複数の申請書に跨る設備の対象、その範囲、分割申請での申請書毎の申請対象範囲の区別を整理し、分割申請における申請方法の考え方を以下に示す。
 - 一つの系統、設備が複数の申請書に跨るものとして、関係する設備の設計情報が申請設備の適合性説明等の説明の前提条件となる場合（例：各建屋と中央制御室とに跨って設置される通信連絡設備や複数の計器等の組合せで構成する警報設備）がある。
 - このような場合には、関係する設備を申請する最初の申請（例：警報設備については、現場計器の申請が最初の申請となる計画）において、全体構成を示した上で、当該申請書で申請対象となっていない設備の設計情報として担保すべき事項（事業変更許可申請書で示した設計情報との関係を含め示す）を当該設工認申請書で示す。
 - 再処理施設において、ユーティリティ設備等の同じ系統の設備が、第1項申請と第2項申請との申請手続きの違いにより申請書類を跨ぐ場合、条文適合性の説明を行う上で相互に関連のある場合は、同時に説明が行えるよう同時期に申請を行う。

2. 5 共用設備に関する申請方法の整理

- 再処理施設、MOX燃料加工及び廃棄物管理施設で共用する設備については、事業変更許可申請書において、共用によって施設の安全性に影響を及ぼさないことを示している。設工認申請書におけるこれらの取り扱いについては、事業変更許可申請書における設計の記載程度に応じて、下記のとおり大きく3つに分類される。
 - ① 共用する際の設計上の考慮を事業変更許可申請書で明確にしている設備（電気設備等）
 - 共用によって安全性を損なわないために必要な設計条件等が事業変更許可申請書で明確になっていることを踏まえ、他の施設と関係なく施設ごとに設工認申請を行う。
 - なお、申請する設備の設計において他の施設の設計情報が必要な場合は、補足説明資料において明確にする。（補足説明資料の位置づけ等については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。
 - ② 共用によって安全性を損なわない理由に条件は示されているが具体的な設計情報を記載していない設備（火災防護設備の消火水等）
 - 容量等の共用によって安全性を損なわないための設計条件等を、当該施設を主に所有する施設の申請書で明確にし、その認可を得た後に申請を行うか、主に所有する施設と同時期に申請する。
 - ただし、②とする条件は、共用する設備の各々の施設での安全設

計上の重要度や安全機能としての位置づけを踏まえたものとする。

③ 共用する各設備の設計情報が安全設計上の条件となる場合（換気筒（廃棄物管理施設）等）

➤ 共用する複数の施設が共用に関する設計条件を担っており、個々の施設単独では共用に係る詳細設計への展開を示すことができないことから、共用する施設を同時期に申請する。

- また、共用する設備については、再処理、MOX燃料加工施設、廃棄物管理施設の複数の施設に跨る場合があり、各施設のしゅん工時期やしゅん工時の状態によって、設工認の申請方法の整理が必要である。
- 例えば、設工認では、施設のしゅん工時の状態を考慮する必要があるが、施設ごとにしゅん工時期が異なる場合には、認可を得る施設の状態や将来的に変更申請を要する旨を明確にすることが必要と考える。
- 上述の例として、再処理施設とMOX燃料加工施設を繋ぐ洞道がある。洞道の最終的な状態は再処理施設とMOX燃料加工施設が繋がった状態（再処理施設側の建屋の壁の一部を撤去する工事が最終工事）であるが、再処理施設のしゅん工時にはMOX燃料加工施設は工事中であり、洞道の再処理側の接続箇所は塞がった状態で再処理施設はしゅん工する。その後、MOX燃料加工施設側の工事が進捗し、洞道が接続可能となった段階で、再処理施設側の壁の一部を撤去して洞道を接続する。
- このような工事の計画を踏まえ、今回の設工認では、洞道についてMOX燃料加工施設側のみ申請を行い、再処理施設側では申請内容に含めない。その後、MOX燃料加工施設のしゅん工時期に合わせて、洞道の接続を考慮した再処理施設側の設工認を1項変更として申請することとする。

3. 工事工程、設計進捗等の分割申請で考慮する事項

- 第1回申請は、申請書の形式や技術基準の共通条文への対応方針等を整理するため、申請対象を限定し、申請を実施した（再処理施設：安全冷却水B冷却塔等、MOX燃料加工施設：燃料加工建屋）。
- 第2回以降の設工認申請は、「2. 複数の構築物、系統、施設に関する事項の分割申請における取扱い」に示した事項に加え、設工認申請に関係する設備が多数あり、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要があることから、工事工程、設計進捗等についても分割申請に考慮する必要がある。
- そのため、これらの分割申請で考慮する事項を、再処理施設、MOX燃料加工施設について以下のとおり整理した。

3. 1 再処理施設

(1) 廃棄物管理施設のしゅん工時期の考慮

- 廃棄物管理施設のしゅん工時期（2021年度上期）を考慮し、再処理施設と廃棄物管理施設で共用する設備（北換気筒の支持構造物、電気設備の受電開閉設備等）に係る設工認については、再処理施設の他の申請項目と切り離し優先的に申請する。また、これらの申請設備は、再処理施設のしゅん工に先立ち先行使用するため、一部使用承認申請を実施する。
- (3) その他で示すとおり、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備と廃棄物管理施設との共用を計画しており、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の増容量に係る申請を上記の共用と併せて申請する。

(2) 工事工程（工事工程上優先的に施工が必要なもの）の考慮

- 工事工程を考慮して、前処理建屋の北側地上へ移設する安全冷却水A冷却塔、重大事故等対処設備を設置する主要6建屋（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋）に設置する設備（凝縮器等）について、優先的に申請する。

(3) その他

- 今後事業変更許可申請を計画している以下の事項については、事業変更許可申請の計画を踏まえて申請回次を決定する。
 - 有毒ガス対応：中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
 - 再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の廃棄物管理施設との共用：(1)に係る設工認の認可後、低レベル固体廃棄物貯蔵設備を廃棄物管理施設と共用するための2項変更申請

3. 2 MOX燃料加工施設

(1) 工事工程（工事工程上優先的に施工が必要なもの）の考慮

- 工事工程を考慮し、建設工事を地下階から順次実施していくため、設置階の天井を施工する前にあらかじめ設置する必要のあるものや、ダクトや配管のように複数階に跨って設置されるため天井や壁に貫通を設ける必要がある設備などを優先的に申請する。

(2) 設計進捗（設計に時間を要するもの）の考慮

- 新規制基準を受け新たに設置することが必要となった設備の中には、詳細設計を確定するために時間を要するもの（重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源近傍に設置する感知器の設計や可搬型重大事故等対処設備（基準地震動の1.2倍の地震力における機能維持の設計）等）があり、これらは設計の進捗を踏まえて、分割申請における申請回次を決める。

4. 変更要求の分割申請における取扱い

- 「共通02 事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03 (技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」において、新規制基準に基づき改正された規則と、従前の指針類、設計及び工事の方法の技術基準規則を条文ごとに要求事項が追加等された条文及び要求内容、規則の変更によらず設計変更等した事項の整理を行った結果を踏まえ、変更要求の変更申請における取扱い方法を明確にする(添付-3参照)。
- 新規制基準を受けて要求事項が追加等された事項については、設工認申請の認可要件を踏まえ、技術基準規則の条文を基準として記載する。
- 「共通02 事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」における再処理施設の事業指定基準規則またはMOX燃料加工施設の事業許可基準規則(以下、「許可基準」という)との関係、および「共通03 (技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」における技術基準規則との関係を各々の規則の条文を紐づけすることにより、事業変更許可申請書で示した設計を抜けなく設工認申請書に記載する。
- 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項を比較し、同じ要求事項を紐づけし、さらに要求事項が直接紐づかないものについては、技術基準規則のどの条文に紐づくかを明確にする。
- 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項が直接紐づかない条文については、技術基準規則の条文への展開方針をとりまとめた。具体的な方針を添付-4に示す。
- また、変更要件は、設工認申請設備と紐づけ、何が変更事項かを明確にする。具体的には、設備リストにおいて、設備ごとに、変更ありは“○”、変更なしは“△”、該当なしは“-”として示す。その際、2. で示したように複数の設備に関係する変更事項については、相互の関係がわかるようにし、建屋等で代表して適合性を説明するものは、適合性説明の対象となる設備等に対して変更事項であることを共通事項として“□”で示し、それ以外は該当なしとする。2. で示したように設工認申請設備と直接関係しない事項である不法侵入等については、申請する申請書で代表となる設備に対して変更事項であることを共通事項として“□”で示し、それ以外は該当なしとする。
- 要求事項が追加等されていない条文については、設計変更の有無を確認し、設計変更の内容が仕様表、添付説明書、計算書等の仕様や評価条件等の変更に該当するか確認する。
- 設計変更の内容により仕様表、添付説明書、計算書等の変更を必要とする事項の場合は、上記と同じように共通事項、変更あり、該当なしに分類する。
- 仕様表、添付説明書、計算書等の変更が生じない事項は、変更なしとして分類し、変更が生じないとした根拠を明確にする。

- なお、要求事項が追加等された条文についても、設計変更の有無の確認等を要求事項が追加等されていない条文と同様に行い、変更あり、変更なし、該当なしの区分を明確にする。
- MOX燃料加工施設の未申請設備については、新規制基準を踏まえた技術基準規則で要求された事項について、従前の技術基準規則からの変更の有無にかかわらず設工認申請書に反映する。

以 上

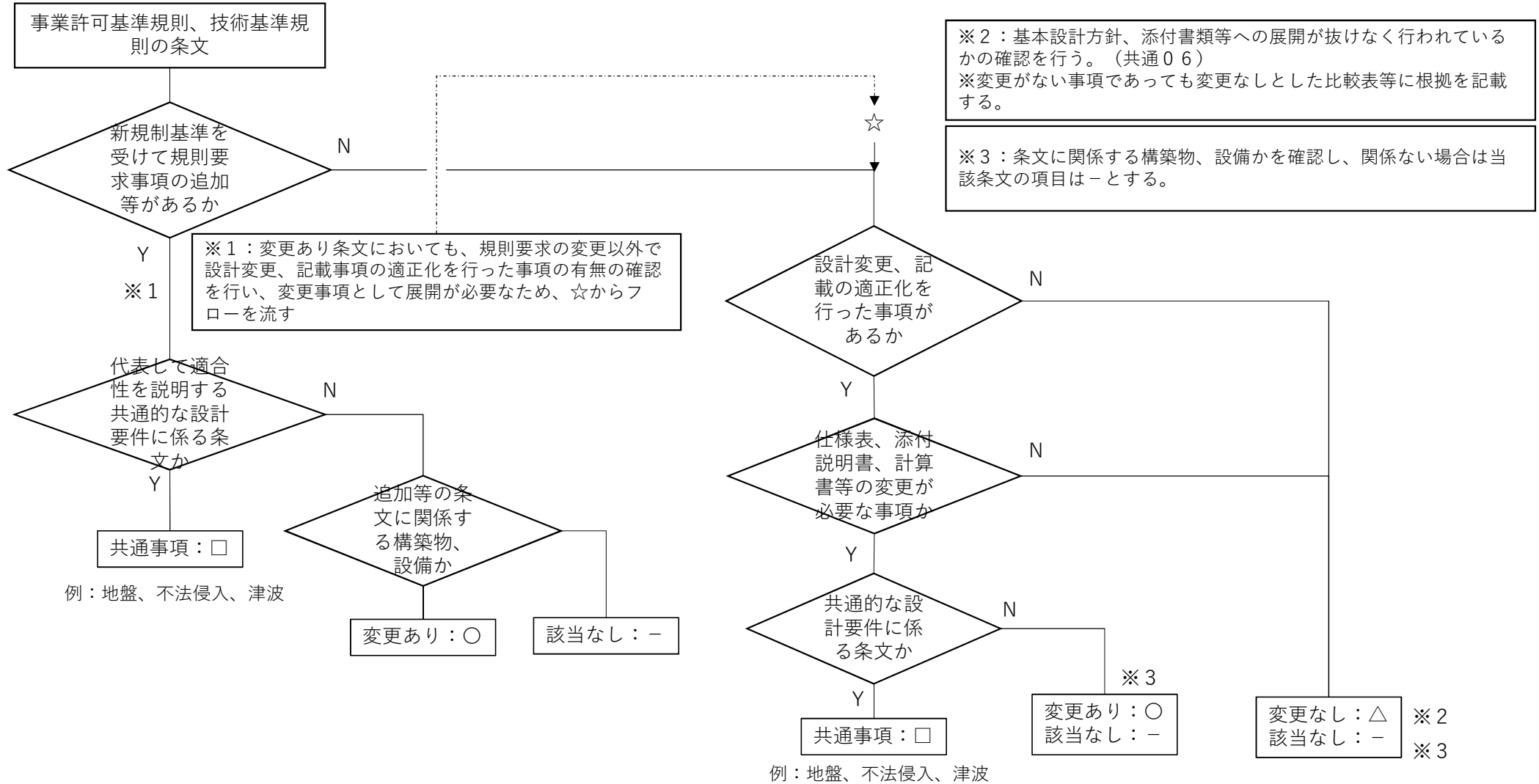
技術基準規則における複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分類（再処理施設）

	条文	設備に対する設計要件に加え、当該設備以外からの影響評価が必要な事項	施設の設置状況から設備に直接関係しない共通事項	複数の構築物、系統、施設に係る事項	分割申請における技術基準適合説明の考慮	左記以外	
設計基準対象設備	第4条	核燃料物質の臨界防止	—	—	—	○	
	第5条	安全機能を有する施設の地盤	—	—	○	—	
	第6条	地震による損傷の防止	—	—	○	—	
	第7条	津波による損傷の防止	—	○	—	—	
	第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—	○	
	第9条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	—	○	—	—	
	第10条	閉じ込めの機能	—	—	—	○	
	第11条	火災等による損傷の防止	○	—	—	—	
	第12条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	○	—	—	—	
	第13条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	○	—	—	—	
	第14条	安全避難通路等	—	—	—	○	
	第15条	安全上重要な施設	—	—	—	○	
	第16条	安全機能を有する施設	—	—	—	○	
	第17条	材料及び構造	—	—	—	○	
	第18条	搬送設備	—	—	—	○	
	第19条	使用済燃料の貯蔵施設等	—	—	—	○	
	第20条	計測制御系統施設	—	—	—	○	
	第21条	放射線管理施設	—	—	—	○	
	第22条	安全保護回路	—	—	—	○	
	第23条	制御室等	—	—	—	○	
	第24条	廃棄施設	—	—	—	○	
	第25条	保管廃棄施設	—	—	—	○	
	第26条	使用済燃料等による汚染の防止	—	—	—	○	
	第27条	遮蔽	—	—	—	○	
	第28条	換気設備	—	—	—	○	
	第29条	保安電源設備	—	—	—	○	
	第30条	緊急時対策所	—	—	—	○	
	第31条	通信連絡設備	—	—	—	○	
	重大事故等対処施設	第32条	重大事故等対処施設の地盤	—	—	○	—
		第33条	地震による損傷の防止	—	—	○	—
		第34条	津波による損傷の防止	—	○	—	—
第35条		火災等による損傷の防止	○	—	—	—	
第36条		重大事故等対処設備	—	—	—	○	
第37条		材料及び構造	—	—	—	○	
第38条		臨界事故の拡大を防止するための設備	—	—	—	○	
第39条		冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	—	—	—	○	
第40条		放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	—	—	—	○	
第41条		有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	—	—	—	○	
第42条		使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	—	—	○	
第43条		放射性物質の漏えいに対処するための設備	—	—	—	○	
第44条		工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	—	—	—	○	
第45条		重大事故等への対処に必要な水の供給設備	—	—	—	○	
第46条		電源設備	—	—	—	○	
第47条		計装設備	—	—	—	○	
第48条		制御室	—	—	—	○	
第49条		監視測定設備	—	—	—	○	
第50条		緊急時対策所	—	—	—	○	
第51条		通信連絡を行うために必要な設備	—	—	—	○	

技術基準に規則における複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分類 (MOX 燃料加工施設)

	条文	設備に対する 設計要件に 加え、当該設 備以外からの 影響評価が 必要な事項	施設の設置 状況から設 備に直接関 係しない共 通事項	複数の構築 物、系統、施 設に係る事 項	分割申請に おける技術 基準適合説 明の考慮	左記以外	
設計基準 対象設備	第4条	核燃料物質の臨界防止	-	-	-	○	
	第5条	安全機能を有する施設の地盤	-	-	○	-	
	第6条	地震による損傷の防止	-	-	○	-	
	第7条	津波による損傷の防止	-	○	-	-	
	第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-	○	
	第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	-	○	-	-	
	第10条	閉じ込めの機能	-	-	-	○	
	第11条	火災による損傷の防止	○	-	-	-	
	第12条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	○	-	-	-	
	第13条	安全避難通路等	-	-	-	○	
	第14条	安全機能を有する施設	-	-	-	○	
	第15条	材料及び構造	-	-	-	○	
	第16条	搬送設備	-	-	-	○	
	第17条	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	○	
	第18条	警報設備等	-	-	-	○	
	第19条	放射線管理施設	-	-	-	○	
	第20条	廃棄施設	-	-	-	○	
	第21条	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	○	
	第22条	遮蔽	-	-	-	○	
	第23条	換気設備	-	-	-	○	
	第24条	非常用電源設備	-	-	-	○	
	第25条	通信連絡設備	-	-	-	○	
	重大事故等 対処施設	第26条	重大事故等対処施設の地盤	-	-	○	-
		第27条	地震による損傷の防止	-	-	○	-
		第28条	津波による損傷の防止	-	○	-	-
第29条		火災等による損傷の防止	○	-	-	-	
第30条		重大事故等対処設備	-	-	-	○	
第31条		材料及び構造	-	-	-	○	
第32条		臨界事故の拡大を防止するための設備	-	-	-	○	
第33条		閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	-	-	-	○	
第34条		工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	-	-	-	○	
第35条		重大事故等への対処に必要な水の供給設備	-	-	-	○	
第36条		電源設備	-	-	-	○	
第37条		監視測定設備	-	-	-	○	
第38条		緊急時対策所	-	-	-	○	
第39条		通信連絡を行うために必要な設備	-	-	-	○	

要求事項の分類フロー



許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項が直接紐づかない条文の技術基準規則の条文への展開方針(再処理施設)

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(誤操作の防止) <u>第十三条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p>【規則の解釈】 1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計であることをいう。</p> <p><u>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</u></p> <p>【規則の解釈】 2 第2項に規定する「容易に操作することができる」とは、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する設計であることをいう。</p>	-	<p><u>事業指定基準規則第十三条第1項、第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十六条(安全機能を有する施設)に展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)</p> <p><u>第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p><u>一 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</u></p> <p><u>二 設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。</u></p>	<p>—</p>	<p><u>事業指定基準規則第十六条は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十六条(安全機能を有する施設)に展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p> <p>第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p><u>一 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</u></p> <p><u>2 再処理施設には、次に掲げるところにより、製品貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</u></p> <p><u>一 製品を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</u></p>	<p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p>	<p><u>事業指定基準規則第1項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、使用済燃料の貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第第十九条(使用済燃料の貯蔵施設等)で展開</u></p> <p><u>事業指定基準規則第2項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、製品貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第第十九条(使用済燃料の貯蔵施設等)で展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(保管廃棄施設)</p> <p><u>第二十二條 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</u></p> <p><u>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする。</u></p>	<p>(保管廃棄施設)</p>	<p><u>事業指定基準規則第1項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、保管廃棄施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十五條(保管廃棄施設)に展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射線管理施設) <u>第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</u></p>	<p>(放射線管理施設)</p>	<p>事業指定基準規則第二十三条第1項は、<u>技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十一条(放射線管理施設)として展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(監視設備)</p> <p>第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p><u>5 第24条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</u></p>	<p>(放射線管理施設)</p>	<p>事業指定基準規則の解釈第二十四条第5項は、<u>技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十一条(放射線管理施設)に展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(保安電源設備) <u>第二十五条 再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</u></p>	<p>(保安電源設備)</p>	<p><u>事業指定基準規則第二十五条第1項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、保安電源設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十九条(保安電源設備)で展開</u></p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p><u>第二十八条 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p><u>2 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p><u>3 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p>	<p>—</p>	<p><u>事業指定基準規則第二十八条は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、重大事故等対処設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第三十六条(重大事故等対処設備)に展開</u></p>

許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項が直接紐づかない条文の技術基準規則の条文への展開方針(MOX燃料加工施設)

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(誤操作の防止) <u>第十二条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p>(解釈)第12条(誤操作の防止) 1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計であることをいう。</p> <p><u>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</u></p> <p>(解釈)第12条(誤操作の防止) 2 第2項に規定する「容易に操作することができる」とは、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する設計であることをいう。</p>	<p>—</p>	<p><u>事業許可基準規則第十二条第1項、第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十四条(安全機能を有する施設)に展開</u></p>
<p>(核燃料物質の貯蔵施設) 第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。 <u>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</u></p>	<p>(核燃料物質の貯蔵施設)</p>	<p><u>事業許可基準規則第十六条第1項第1号は、技術基準で直接該当する項目がないが、貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十七条(核燃料物質の貯蔵施設)で展開</u></p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(廃棄施設) 第十七条 <u>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</u></p>		<p><u>事業許可基準規則第十七条第2項技術基準で直接該当する項目がないが、廃棄施設に関する要求事項であることから、技術基準規則第二十条(廃棄施設)に展開</u> <u>核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の八(工場又は事業所において行われる廃棄)における「放射性廃棄物の保管廃棄」に係る要件についても廃棄施設に関する要求事項として、技術基準規則第二十条(廃棄施設)に展開</u></p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射線管理施設) 第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第18条(放射線管理施設) 1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設をいう。</p> <p><u>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</u></p> <p>(解釈)第18条(放射線管理施設) 2 第2項に規定する「必要な情報を適切な場所に表示できる」とは、伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>(放射線管理施設) 第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>事業許可基準規則第十九条第1項が該当。<u>ただし、事業許可基準規則第十九条の「その境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視」については技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理に係る要求事項であることから、技術基準規則第十九条(放射線管理施設)で展開。</u></p> <p>事業許可基準規則第十九条第1項が該当。</p> <p>事業許可基準規則第十八条第1項が該当。</p> <p><u>事業許可基準規則第十八条第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十九条(放射線管理施設)に展開</u></p>
<p>(監視設備) 第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及び<u>その境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するも</u></p>		

<p>のに限る。)を設けなければならない。 (解釈)第19条(監視設備)</p> <p>1 第19条は、設計基準において加工施設の放射線監視を求めている。</p> <p>2 第19条に規定する「放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」とは、通常時に加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定することをいう。</p> <p>3 第19条において、通常時における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>4 第19条において、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>5 <u>第19条において、モニタリングポストについては、非常用電源設備(無停電電源を含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</u></p>		<p><u>事業許可基準規則解釈第19条第5項の「モニタリングポストの非常用電源設備への接続、伝送系の多様性については、直接関係する技術基準規則がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから技術基準規則第十九条に展開</u></p>
---	--	--

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p><u>第二十二條 加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p><u>2 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p> <p><u>3 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</u></p>	<p>—</p>	<p><u>事業許可基準規則第二十二條は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、重大事故等対処設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第三十條(重大事故等対処設備)に展開</u></p>

事業指定基準規則	技術基準規則	備考
<p>第二章 安全機能を有する施設 第二条 核燃料物質の臨界防止 第三条 遮蔽等 第四条 閉じ込めの機能</p> <p>第五条 火災等による損傷の防止 第六条 安全機能を有する施設の地盤 第七条 地震による損傷の防止 第八条 津波による損傷の防止 第九条 外部からの衝撃による損傷の防止 第十条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 第十一条 溢水による損傷の防止 第十二条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 第十三条 誤操作の防止 第十四条 安全避難通路等 第十五条 安全機能を有する施設</p> <p>第十六条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 第十七条 使用済燃料の貯蔵施設等 第十八条 計測制御系統施設 第十九条 安全保護回路 第二十条 制御室等 第二十一条 廃棄施設 第二十二条 保管廃棄施設 第二十三条 放射線管理施設 第二十四条 監視設備 第二十五条 保安電源設備 第二十六条 緊急時対策所 第二十七条 通信連絡設備 - -</p>	<p>第二章 安全機能を有する施設 第四条 核燃料物質の臨界防止 第二十七条 遮蔽 第十条 閉じ込めの機能 第二十六条 使用済燃料等による汚染の防止 第二十八条 換気設備 第十一条 火災等による損傷の防止 第五条 安全機能を有する施設の地盤 第六条 地震による損傷の防止 第七条 津波による損傷の防止 第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 第九条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止 第十三条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 - 第十四条 安全避難通路等 第十五条 安全上重要な施設 第十六条 安全機能を有する施設 - 第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等 第二十条 計測制御系統施設 第二十二條 安全保護回路 第二十三条 制御室等 第二十四条 廃棄施設 第二十五条 保管廃棄施設 第二十一条 放射線管理施設</p> <p>第二十九条 保安電源設備 第三十条 緊急時対策所 第三十一条 通信連絡設備 第十七条 材料及び構造 第十八条 搬送設備</p>	<p>【記載方針】 ・用語の差異については破線 ・記載内容の相違については下線</p>

事業指定基準規則	技術基準規則	備考
<p>第三章 重大事故等対処施設</p> <p>第二十八条 重大事故等の拡大の防止等</p> <p>第二十九条 火災等による損傷の防止</p> <p>第三十条 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>第三十一条 地震による損傷の防止</p> <p>第三十二条 津波による損傷の防止</p> <p>第三十三条 重大事故等対処設備</p> <p>第三十四条 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>第三十五条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第三十六条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第三十七条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p>第三十八条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第三十九条 放射性物質の漏えいに対処するための設備</p> <p>第四十条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第四十一条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備</p> <p>第四十二条 電源設備</p> <p>第四十三条 計装設備</p> <p>第四十四条 制御室</p> <p>第四十五条 監視測定設備</p> <p>第四十六条 緊急時対策所</p> <p>第四十七条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>—</p>	<p>第三章 重大事故等対処施設</p> <p>—</p> <p>第三十五条 火災等による損傷の防止</p> <p>第三十二条 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>第三十三条 地震による損傷の防止</p> <p>第三十四条 津波による損傷の防止</p> <p>第三十六条 重大事故等対処設備</p> <p>第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>第三十九条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備</p> <p>第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p> <p>第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>第四十三条 放射性物質の漏えいに対処するための設備</p> <p>第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>第四十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備</p> <p>第四十六条 電源設備</p> <p>第四十七条 計装設備</p> <p>第四十八条 制御室</p> <p>第四十九条 監視測定設備</p> <p>第五十条 緊急時対策所</p> <p>第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>第三十七条 材料及び構造</p>	

・事業許可基準規則は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年 12 月 6 日公布)」及びその解釈(改正 平成 26 年 10 月 29 日 原規技発第 1410291 号)を記載

・技術基準規則は、「再処理施設の技術基準に関する規則(令和 2 年 3 月 17 日公布)」を記載

事業指定基準規則、解釈と技術基準規則の紐付け整理表

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならぬ。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「核燃料物質が臨界に達する」とは、運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達することをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置」とは、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)について、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の措置をいう。</p> <p>一 核燃料物質を収納する機器の形状寸法、溶液中の核燃料物質の濃度、核燃料物質の質量、核燃料物質の同位体組成、中性子吸収材の形状寸法、濃度、材質等について適切な核的制限値(臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値をいう。この値は、具体的な機器の設計及び運転条件の妥当性の判断を容易かつ確実に行うために設定する計量可能な値であり、この値を超えた機器の製作並びに運転時及び停止時における運転条件の設定は許容されない。)が設けられていること。</p> <p>二 核的制限値を設定するに当たっては、取り扱われる核燃料物質の物理的・化学的性状並びに中性子の吸収効果、減速条件及び反射条件に関し、それぞれの状態の変動を考慮して、十分な安全裕度を見込むこと。</p> <p>三 核的制限値を設定するに当たっては、以下に掲げる事項について中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し、十分な安全裕度を見込むこと。</p> <p>① ウラン中のウラン235の割合、プルトニウムの同位体組成、ウランとプルトニウムの混合比等</p> <p>② 核燃料物質の金属、粉末、スラッジ、溶液等の物理的形</p>	<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。</p>	<p>事業指定基準規則第二条第1項及び解釈第2項が該当</p>

<p>態及び化学的形態</p> <p>③ 核燃料物質及び中性子減速材の非均質性及び濃度分布の不均一性</p> <p>④ 核燃料物質中の中性子減速材及び吸収材の割合の変動</p> <p>⑤ 反射条件の変動(ただし、浸水については、再処理施設の立地条件、適切な設計等により、浸水の可能性が極めて低いと判断される場合は浸水を考慮しなくてよい。)</p> <p>⑥ 計算コードを用いて核的制限値を計算する場合はその計算誤差</p> <p>⑦ 形状管理する場合にあつては機器等の腐食</p> <p>⑧ 中性子吸収材管理を行う場合にあつては、材料の中性子吸収効果の低減</p> <p>四 系統及び機器の単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても、臨界にならない設計であること。具体的適用の事例を以下に示す。</p> <p>① 濃度管理、質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う場合にあつては、単一故障又は誤動作若しくは単一誤操作を想定しても、臨界にならない設計であること。</p> <p>② 臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは単一誤操作によって、臨界管理されていない系統及び機器へ、核燃料物質が流入することのない設計であること。</p> <p>3 第1項に規定する「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置」とは、二つ以上の単一ユニットが存在する場合について、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の措置をいう。</p> <p>一 単一ユニット相互間の中性子の吸収効果、減速条件及び反射条件に関し、それぞれの変動を考慮して、十分な安全裕度を見込んだ上で、単一ユニット相互の配置、中性子遮蔽材の配置、形状寸法等について適切な核的制限値が設けられていること。</p> <p>二 複数ユニットの核的制限値を設定するに当たっては、以下の事項について反応度が最も大きくなる場合を仮定し、十分な安全裕度を見込むこと。</p>	<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第二条第1項及び解釈第3項が該当</p>
---	--	---------------------------------

<p>① 単一ユニット相互間に存在する物質による中性子の減速及び吸収の条件の変動</p> <p>② 壁等の構築物からの中性子の反射効果</p> <p>③ 計算コードを用いて核的制限値を計算する場合は、その計算誤差</p> <p>④ 核燃料物質が移動する場合には、移動中の核燃料物質の落下、転倒及び接近</p> <p>三 複数ユニットの核的制限値の維持については、十分な構造強度を持つ構造材を使用する等適切な対策が講じられていること。</p> <p>2 再処理施設には、<u>臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>【規則の解釈】</p> <p>4 第2項に規定する「臨界事故を防止するために必要な設備」とは、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 臨界警報装置により、臨界事故の発生が直ちに感知できる設計であること。</p> <p>二 臨界管理上重要な施設(核燃料物質を含む溶液を取り扱う施設であって、核燃料物質の濃度管理及び同位体組成管理並びに可溶性中性子吸収材の濃度管理が行われている施設をいう。)において臨界事故が発生したとしても、当該事故発生下において核燃料物質を含む溶液の移送、希釈、中性子吸収材の注入等の対策を容易に講じられる設計であること。</p>	<p>3 再処理施設には、<u>臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</u></p>	<p>事業指定基準規則第二条第2項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要件としての差異なし。)</p>
--	---	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(遮蔽等)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>2 第2項第1号の規定については、場所ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p>	<p>(遮蔽)</p> <p>第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第三条第1項が該当(「線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない」と「線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第三条第2項が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第4条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込める」とは、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込めること、又は漏えいした場合においても、セル等若しくは構築物内の区域に保持することをいう。</p> <p>2 第4条の規定については以下の各号に掲げる措置を考慮すること。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であること。また、使用する化学薬品等に対して適切な腐食対策が講じられていること。</p> <p>二 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器は、原則として、セル等に収納されること。また、セル等は、液体状の放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを感知し、漏えいの拡大を防止するとともに漏えいした放射性物質を安全に移送及び処理することができる設計であること。</p> <p>三 プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統、機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、以下に掲げる事項を満足する換気系統を有すること。</p> <p>① 換気系統は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であり、かつ逆流を防止できる設計であること。</p> <p>② プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統、機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、原則として、換気機能により常時負圧に保たれていること。また、それぞれの気圧は、原則として、構築物、セル等、系統及び機器の順に低くすること。</p> <p>③ 換気系統には、フィルタ、洗浄塔等の放射性物質を除去するための系統及び機器が適切に設けられていること。</p>	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。</p> <p>一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。</p> <p>四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。</p> <p>五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。</p>	<p>事業指定基準規則第四条第1項が該当(「適切に閉じ込めることができるものでなければならない」と「閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第1号、第3号が該当</p>

<p>④ 上記2三③の「放射性物質を除去するための系統及び機器が適切に設けられている」とは、原則として、以下の各号に掲げる事項が満足されるよう、換気系統が設計されていることをいう。</p> <p>イ 運転時及び停止時においては、公衆の線量が合理的に達成できる限り低くなるように、放射性物質を含む気体中の放射性物質の濃度をフィルタ、洗浄塔等によって低減させた後、十分な拡散効果を有する排気筒から放出すること。</p> <p>ロ 放射性物質を含む気体が上記イの低減効果を持つ系統及び機器を経ずに環境中へ放出されることがないよう、負圧維持、換気系統外への漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されていること。ただし、核種によって、その放出に伴う公衆の線量が、合理的に達成できる限り低いと判断される場合においては、この限りではない。</p> <p>ハ 同様に放出による公衆の線量が合理的に達成できる限り低いと判断される場合においては、主排気筒のみならず、局所的な排気筒からの放出も許容される。</p> <p>ニ 設計基準事故時においても可能な限り上記ロの負圧維持、換気系統外への漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されるよう設計されていること。</p> <p>ホ 設計基準事故時において、一部の換気系統の機能が損なわれても、再処理施設全体としては、換気系統の機能が維持され、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、十分な気体の閉じ込めの機能が確保されていること。</p>	<p>六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。</p> <p>七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。</p>	<p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第1号、第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第1号、第2号、第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第2号、第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第1号、第2号が該当</p>
---	--	---

	<p>(使用済燃料等による汚染の防止)</p> <p>第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第2号が該当</p>
	<p>(換気設備)</p> <p>第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。</p>	<p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第四条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項について、放射性物質を内包する機器(容器、管等)及びセル等における火災又は爆発の原因は、例えば、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 爆発性ガス、可燃性の液体、化学物質(水素、過酸化水素、リン酸トリブチル(TBP)とその希釈液、硝酸ヒドラジン等)の使用</p> <p>二 水溶液、有機溶媒、固体中での放射線分解による水素の発生</p> <p>三 化学反応(有機物のニトロ化等)による爆発性物質又は可燃性物質(レッドオイル等)の生成</p> <p>四 自然発火性材料の存在(ジルカロイの微粒子)</p> <p>2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器は、適切に設定された熱的及び化学</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>4 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気中有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>5 有機溶媒等を取り扱う設備であつて、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶</p>	<p>事業指定基準規則第五条第1項が該当(「火災感知設備」と「警報設備」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第五条第2項が該当(「安全機能を損なわないもの」と「安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないもの」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第6号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第1号、第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第3号が該当</p>

<p>的制限値を超えない設計とすること。</p> <p>二 有機溶媒その他の可燃性の液体(「有機溶媒等」)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点未満に維持できる設計とすること。</p> <p>三 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気系統等により爆発を防止できる設計とすること。</p> <p>四 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない設計とすること。</p> <p>五 水素を取り扱う、又は水素の発生のおそれがある設備(それぞれ、爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない設計とすることその他の爆発を防止できる設計とすること。</p> <p>六 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備、機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。</p> <p>七 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないこと。</p> <p>3 第5条の規定において、上記1以外の原因により建物内外で発生する通常の火災等として、例えば、電気系統の機器又はケーブルの短絡や地落、落雷等の自然現象及び漏えいした潤滑油の引火等に起因するものを考慮するものとする。</p>	<p>媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。</p> <p>8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。</p> <p>9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。</p> <p>11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第5号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第4号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項第5号が該当</p> <p>事業指定基準規則第五条第1項及び解釈第2項が該当</p>
---	---	---

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。))にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に<u>設けなければならない。</u></p> <p><u>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p> <p><u>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>	<p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に<u>設置されたものでなければならない。</u></p>	<p>事業指定基準規則第六条第1項が該当(「設けなければならない」と「設置されたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則では、「耐震重要施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p> <p>事業指定基準規則では、「耐震重要施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第七条第 1 項では、安全機能を有する施設に対する地震力に対する設計上の考慮「地震力に十分に耐える」に関する記載あり。</p> <p>事業指定基準規則第七条第 2 項が該当(「放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない」と「公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第七条第 3 項が該当</p> <p>事業指定基準規則第七条第 4 項が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第八条第1項が該当(「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と「安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても<u>安全機能を損なわないもの</u>でなければならない。</p> <p>2 <u>安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</u></p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して<u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p>	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその<u>安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの</u>でなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の<u>安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p> <p>3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の<u>安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業指定基準規則第九条第1項が該当(「安全機能を損なわないもの」と「安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第九条第2項は、第1項の「安全機能を損なわないものでなければならない」ことの評価の条件となることから、技術基準規則第1項に展開。</p> <p>事業指定基準規則第九条第3項が該当(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第九条第3項が該当(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条 工場等には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第二項第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第十条第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「適切な措置が講じられたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(溢水による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水が発生した場合においても<u>安全機能を損なわないもの</u>でなければならない。</p>	<p>(再処理施設内における溢水による損傷の防止)</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその<u>安全性を損なうおそれがある場合</u>において、<u>防護措置その他の適切な措置が講じられたもの</u>でなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第十一条第1項が該当(「安全機能を損なわないもの」と「安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたもの」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても<u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p>	<p>(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)</p> <p>第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその<u>安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業指定基準規則第十二条第1項が該当(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(誤操作の防止) 第十三条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計であることをいう。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 2 第2項に規定する「容易に操作することができる」とは、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する設計であることをいう。</p>	<p>—</p>	<p>事業指定基準規則第十三条第1項、第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十六条(安全機能を有する施設)に展開</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全避難通路等)</p> <p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>事業指定基準規則第十四条第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全機能を有する施設) 第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同じ。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(安全上重要な施設) 第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第十五条第2項が該当(「安全上重要な施設」と「非常用電源設備その他の安全上重要な施設」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。「その機能を損なわないものでなければならない」と「当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない」との差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p>
<p>3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。</p> <p>6 安全機能を有する施設は、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>(安全機能を有する施設) 第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでな</p>	<p>事業指定基準規則第十五条第3項が該当(「その安全機能を発揮することができるものでなければならない」と「その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第十五条第4項が該当(「できるものでなければならない」と「できるように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第十五条第5項が該当(「できるものでなければならない」と「できるように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>事業指定基準規則第十五条第6項が該当(「安全機能を損なわないもの」と「安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたもの」の差異あり。技術</p>

<p>7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の<u>安全性を損なわないものでなければならない。</u></p> <p>【規則の解釈】 第2項に規定する「単一故障」とは、動的機器の単一故障をいう。「動的機器」とは、外部からの動力の供給を受けて、それを含む系統が本来の機能を果たす必要があるとき、機械的に動作する部分を有する機器をいい、排風機、弁、ダンパ、ポンプ、遮断器、リレー等をいう。</p> <p>2 第2項について、単一故障があったとしても、その単一故障が安全上支障のない期間に除去又は修復できることが確実であれば、その単一故障を仮定しなくてよい。さらに、単一故障の発生の可能性が極めて小さいことが合理的に説明できる場合、あるいは、単一故障を仮定することで系統の機能が失われる場合であっても、他の系統を用いて、その機能を代替できることが安全解析等により確認できれば、当該機器に対する多重性の要求は適用しない。</p> <p>3 第3項に規定する「全ての環境条件」とは、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全機能が期待されている安全機能を有する施設が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p> <p>4 第4項に規定する再処理施設の運転中又は停止中の「検査又は試験」においては、実系統を用いた検査又は試験が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を含む。</p> <p>5 第4項の規定については、以下に掲げる各号を満たすものとする。</p> <p>一 再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は、その安全機能の重要性に応じ、運転中に定期的に試験等ができること。ただし、運転中の検査又は試験によって再処理の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りではない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び</p>	<p>ればならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の<u>安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。</u></p>	<p>基準規則では設計要件として展開。）</p> <p>事業指定基準規則第十五条第7項が該当（「安全性を損なわないものでなければならない」と「安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。）</p>
---	--	--

<p>機器にあつては、各々が独立して検査又は試験ができること。</p> <p>二 運転中における安全保護回路の機能確認試験にあつては、その実施中においても、その機能自体が維持されると同時に、運転を停止させる等の不必要な動作が発生しないこと。</p> <p>三 再処理施設の停止中に定期的に行う検査又は試験は、再処理規則に規定される試験を含む。</p> <p>6 第6項に規定する「ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物」とは、ガス爆発、重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損、機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。</p> <p>7 第6項に規定する「安全機能を損なわないものでなければならない」とは、再処理施設内部で発生が想定される内部飛散物に対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないことをいう。</p> <p>8 第7項に規定する「共用」とは、二以上の原子力施設間で、同一の構築物、系統又は機器を使用することをいう。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)</p> <p>第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</p> <p>二 設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。</p>	<p>—</p>	<p>事業指定基準規則第十六条は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十六条(安全機能を有する施設)に展開</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p> <p>第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 <u>使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有するもの</u>とすること。</p> <p>二 <u>冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</u></p> <p>2 再処理施設には、次に掲げるところにより、製品貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 <u>製品を貯蔵するために必要な容量を有するもの</u>とすること。</p> <p>二 <u>冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</u></p>	<p>(使用済燃料の貯蔵施設等)</p> <p>第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。</p> <p>二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。</p> <p>ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。</p> <p>ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。</p> <p>2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るよう<u>に設置されていなければならない。</u></p>	<p>事業指定基準規則第十七条第1項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、使用済燃料の貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十九条(使用済燃料の貯蔵施設等)で展開</p> <p>事業指定基準規則第十七条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第十七条第2項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、製品貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十九条(使用済燃料の貯蔵施設等)で展開</p> <p>事業指定基準規則第十七条第2項第2号が該当(「冷却のための適切な措置が講じられているものであること」と「崩壊熱を安全に除去し得るものであること」)</p>

		るように設置されていなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。）
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(計測制御系統施設)</p> <p>第十八条 再処理施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。</p> <p>一 安全機能を有する施設の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。</p> <p>二 前号のパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとする。</p> <p>四 前号のパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存されるものとする。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1号に規定する「健全性を確保するために監視することが必要なパラメータ」及び第3号に規定する「状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータ」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</p> <p>一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度</p> <p>二 可溶性中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度</p> <p>三 使用済燃料溶解槽内の温度</p> <p>四 蒸発缶内の温度及び圧力</p> <p>五 廃液槽の冷却水の流量及び温度</p> <p>六 機器内の溶液の液位</p> <p>2 第4号に規定する「記録され、及び当該記録が保存されるもの」とは、事象の経過後において、上記1のパラメータが参照可能であるものをいう。</p>	<p>(計測制御系統施設)</p> <p>第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。</p> <p>一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度</p> <p>二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度</p> <p>三 使用済燃料溶解槽内の温度</p> <p>四 蒸発缶内の温度及び圧力</p> <p>五 廃液槽の冷却水の流量及び温度</p> <p>2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第十八条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第十八条第1項が該当 技術基準規則第二十条第2項のうち、「次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき」は、直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十一条(放射線管理施設)で展開</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全保護回路) 第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。</p>	<p>(安全保護回路) 第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。 2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。</p> <p>三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。</p> <p>四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。</p> <p>五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>事業指定基準規則第十九条第1項が該当(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第十九条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第十九条第1項第2号が該当</p> <p>対応する事業指定基準規則なし (関連条文:事業指定基準規則第十五条第2項)</p> <p>対応する事業指定基準規則なし (関連条文:事業指定基準規則第十五条第2項)</p> <p>対応する事業指定基準規則なし</p>

<p>三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合であって、単一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われないものとする。</p>	<p>六 計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。</p>	<p>事業指定基準規則第十九条第 1 項 3 号が該当</p>
---	---	---------------------------------

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室</p>	<p>(制御室等) 第二十三条 再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。</p> <p>2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。</p> <p>4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。</p> <p>5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室</p>	<p>事業指定基準規則第二十条第1項が該当(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第二十条第1項第1号、第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十条第1項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十条第2項が該当(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第二十条第3項が該当</p>

<p>において自動的に警報するための装置</p> <p>二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「制御室」とは、運転時においては、放射線業務従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時においては、放射線業務従事者が適切な事故対策を講ずる場所をいう。なお、1箇所である必要はない。</p> <p>2 第1項第1号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを制御室において監視できることをいう。</p> <p>3 第1項第3号に規定する「再処理施設の外の状況を把握する設備」とは、制御室から、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設備のことをいう。</p> <p>4 第3項に規定する「従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が制御室に接近できるよう通路が確保されていること及び従事者が制御室に適切な期間滞在できること並びに従事者が交替のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策を採り得ることをいう。「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、有毒ガスの発生時において、制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを含む。</p> <p>5 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの</p>	<p>において自動的に警報するための装置</p> <p>二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</p>	
---	--	--

<p>発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項(別記4)」によること。</p>		
---	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(廃棄施設)</p> <p>第二十一条 再処理施設には、運転時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第21条に規定する「空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できる」とは、気体廃棄物処理施設にあつては洗浄、ろ過等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、凝集沈殿、減衰等により、適切な処理が行えることをいう。また、十分な拡散効果を有する排気筒から放出管理が行える排気系統を通じて放出でき、また、十分な拡散効果を有する放出口から放出管理が行える排水設備を通じて放出できるものをいう。</p> <p>2 運転時及び停止時の線量評価は、以下に掲げるとおり行うこと。</p> <p>一 放射線源となる放射性物質の設定</p> <p>排気及び排水に含まれて放出される放射性物質の組成及びそれぞれの年間放出量並びに放射性廃棄物等の貯蔵量を適切に設定すること。</p> <p>二 線量の評価</p> <p>線量の評価は、以下に掲げるとおり行うこと。</p> <p>① 線量評価の対象となる人</p> <p>a) 排気中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>b) 排気中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p>	<p>(廃棄施設)</p> <p>第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p>	<p>事業指定基準規則第二十一条第1項が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(保管廃棄施設)</p> <p>第二十二條 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項第2号に規定する「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含む。</p>	<p>(保管廃棄施設)</p> <p>第二十五條 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第二十二條第1項第1号は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、保管廃棄施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十五條(保管廃棄施設)に展開</p> <p>事業指定基準規則第二十二條第1項第2号が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射線管理施設) 第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。 【規則の解釈】 1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設をいう。</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。 【規則の解釈】 2 第2項に規定する「必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる」とは、制御室において放射線管理に必要なエリア放射線モニタによる空間線量率を、また、伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>(放射線管理施設) 第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>事業指定基準規則第二十三条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十三条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十三条第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十一条(放射線管理施設)に展開</p>
<p>(監視設備) 第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>	<p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量</p>	<p>事業指定基準規則第二十四条が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十四条が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十四条が該当</p>

<p>【規則の解釈】</p> <p>1 第24条は、設計基準において再処理施設の放射線監視を求めたものである。</p> <p>2 第24条に規定する「放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」とは、再処理施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策が行えるように放射線源、放出点、再処理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所を監視及び測定することをいう。</p> <p>3 第24条において、運転時及び停止時における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>4 第24条において、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>5 第24条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>		<p>事業指定基準規則の解釈第二十四条第5項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十一条(放射線管理施設)に展開</p>
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(保安電源設備) 第二十五条 再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、<u>非常用電源設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)</u>を設けなければならない。</p> <p>3 保安電源設備(安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の</p>	<p>(保安電源設備)</p> <p>第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、<u>内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。</u></p> <p>2 <u>再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。</u></p> <p>3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 <u>高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置</u> 二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置</p> <p>4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器</p>	<p>事業指定基準規則第二十五条第1項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、保安電源設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第二十九条(保安電源設備)で展開</p> <p>事業指定基準規則第二十五条第2項が該当(「非常用電源設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p> <p>対応する事業指定基準規則なし</p> <p>対応する事業指定基準規則なし</p> <p>事業指定基準規則第二十五条第3項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十五条第4項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十五条第5項が該当</p>

単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

【規則の解釈】

1 第3項に規定する「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等感知し、遮断器等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいう。また、外部電源に直接接続している変圧器の一次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を行うことによって、安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できることをいう。

2 第3項に規定する「電線路」とは、再処理施設内開閉所の外の電力系統のことをいう。

3 第4項に規定する「少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり」とは、電力系統と非常用所内配電設備とを接続する外部電源受電回路を2つ以上設けることをいう。

4 第5項に規定する「非常用電源設備及びその附属設備」とは、非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機、バッテリー等）及び安全上重要な施設への電力供給設備（非常用母線スイッチギヤ、ケーブル等）をいう。

5 第5項に規定する「十分な容量」とは、7日間の外部電源喪失を仮定しても、非常用ディーゼル発電機等の連続運転により電力を供給できることをいう。非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（耐震Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を敷地内に貯蔵できるものであることをいう。

具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(緊急時対策所) 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれる恐れがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあり、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項(別記4)」によること。</p> <p>(別記4) 有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生1を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報</p>	<p>(緊急時対策所) 第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。</p> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第二十六条第1項が該当 (「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第二十六条第2項が該当 (「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

<p>するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>(1)工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</p> <p>① 工場等内における有毒ガスの発生源(固定されているものに限る。)の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。</p> <p>② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>(2)当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</p> <p>① 制御室には、(1)①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>② 緊急時対策所には、(1)③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p>		
---	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(通信連絡設備) 第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、制御室等から事業所内の各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。 2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、所外必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備及び事業所(制御室等)から事業所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できることをいう。 3 第2項に規定する「多様性を確保した専用通信回線」とは、衛星専用 IP 電話等又は再処理事業者が独自に構築する専用の通信回線若しくは電気通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線等、輻輳等による制限を受けることなく使用できるとともに、通信方式の多様性(ケーブル及び無線等)を備えた構成の回線をいう。 4 第27条において、外部電源により動作する通信連絡設備等については、非常用所内電源系統(無停電電源を含む。)に接続し、外部電源を期待できない場合でも動作可能でなければならない。</p>	<p>(通信連絡設備) 第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第二十七条第1項が該当(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第二十七条第2項が該当(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
-	<p>(材料及び構造)</p> <p>第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合においては、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。</p> <p>2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、</p>	<p>対応する事業指定基準規則なし (関連条文:事業指定基準規則第四条)</p>

	著しい漏えいがないように設置されたものでなければなら ない。	
--	-----------------------------------	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
-	<p>(搬送設備)</p> <p>第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。</p> <p>三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。</p>	<p>対応する事業指定基準規則なし (関連条文:事業指定基準規則第四条)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p>第二十八条 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>事業指定基準規則第二十八条は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、重大事故等対処設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第三十六条(重大事故等対処設備)に展開</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第29条の適用に当たっては、本規程第5条第1項に準ずるものとする。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第三十五条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>3 重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置。</p> <p>二 避雷設備その他の自然現象による火災の発生を防止するための設備の設置。</p>	<p>事業指定基準規則第二十九条第1項が該当（火災感知設備を有するものでなければならない」と「警報設備が設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。）</p> <p>事業指定基準規則第二十九条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十九条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十九条第1項が該当</p> <p>事業指定基準規則第二十九条第1項が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>第三十条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。</p> <p>一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p><u>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項第一号の重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第30条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第七条第二項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第7条第2項から第4項までにおいて、当該常設重大事故等対処設備が代替する</p>	<p>(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>第三十二条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p>	<p>事業指定基準規則第三十条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則では、「常設耐震重要重大事故等対処設備を設ける地盤」に関する記載あり</p> <p>事業指定基準規則では、「常設耐震重要重大事故等対処設備を設ける地盤」に関する記載あり</p>

機能を有する設計基準事故に対処するための設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第31条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第七条第二項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第7条第2項から第4項までにおいて、当該常設重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故に対処するための設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものをいう。</p>	<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第三十三条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。</p> <p>2 前項第一号の重大事故等対処施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>紐づけ整理等</p> <p>事業指定基準規則第三十一条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十一条第1項第2号が該当(「耐えることができるものであること」と「耐えるものであること」の表現上の差異があるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十一条第2項が該当(「機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と「機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第三十二条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第32条の適用に当たっては、本規程別記3に準ずるものとする。</p>	<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第三十四条 重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第三十二条第1項が該当（「機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と「機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設計要件として展開。）</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等対処設備) 第三十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有するものであること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること。</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよ</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第三十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。</p> <p>四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。</p> <p>六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよ</p>	<p>事業指定基準規則第三十三条第1項第1号が該当(「個数及び容量を有するものであること」と「個数及び容量を有すること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第2号が該当(「有効に発揮するものであること」と「有効に発揮すること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第3号が該当(「操作できるものであること」と「操作できること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第4号が該当(「検査又は試験ができるものであること」と「検査又は試験ができること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第5号が該当(「機能を備えるものであること」と「機能を備えること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第6号が該当(「悪影響を及ぼさないものであること」と「悪影響を及ぼさないこと」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第1項第7号が該当(「措置を講じたものであること」と「措置を</p>

<p>う、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののほか、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その</p>	<p>う、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その</p>	<p>講ずること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第2項が該当(「措置を講じたものでなければならない」と「措置が講じられたものでなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第3項第1号が該当(「措置を講じたものであること」と「措置を講ずること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第3項第2号が該当(「異なる複数の場所に設けるものであること」と「異なる複数の場所に設けること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第3項第3号が該当(「措置を講じたものであること」と「措置を講ずること」の差異あり)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第3項第4号が該当</p>
---	---	---

<p>他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項第1号に規定する「必要な個数及び容量」については、故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを考慮した上で、第34条「臨界事故の拡大を防止するための設備」、第35条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」、第36条「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」、第37条「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備」、第38条「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び第39条「放射性物質の漏えいに対処するための設備」の解釈に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第4号の適用に当たっては、本規程第15条第4項及び第5項に準ずるものとする。</p> <p>3 第1項第6号に規定する「他の設備」とは、安全機能を有する施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含むものをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、可能な限り多様性及び位置的分散を考慮したものをいう。</p> <p>5 第3項第2号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量(同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量)を確保することが</p>	<p>他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>事業指定基準規則第三十三条第3項第5号が該当(「措置を講じたものであること」と「措置を講ずること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十三条第3項第6号が該当(「措置を講じたものであること」と「措置を講ずること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>
--	---	---

<p>できるように接続口を設けること。</p> <p>6 第3項第4号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮することとし、例えば、再処理施設の恒設の建物から100m以上隔離をとり、再処理施設と同時に影響を受けないこと又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(臨界事故の拡大を防止するための設備)</p> <p>第三十四条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備</p> <p>二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項第1号に規定する「未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる中性子吸収材の貯槽への注入設備、溶液の回収・移送設備等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>3 第1項第3号に規定する「放射性物質の放出による影響</p>	<p>(臨界事故の拡大を防止するための設備)</p> <p>第三十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備</p> <p>二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>事業指定基準規則第三十四条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十四条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十四条第1項第3号が該当</p>

<p>を緩和するために必要な設備」とは、セル換気システムを代替するための設備をいう。</p> <p>また、セル換気システムの放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。</p> <p>4 上記1及び2については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。</p> <p>5 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。</p> <p>6 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備) 第三十五条 セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備</p> <p>三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項第1号に規定する「蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる冷却設備や回収・移送設備、冷却管を用いた直接注水設備等をいう。 また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。 2 第1項第2号に規定する「放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備」とは、ルテニウムの気相への大量移行を抑制するためのシヨ糖等の注入設備、希釈材の注入設備等をいう。 また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するお</p>	<p>(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備) 第三十九条 セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備</p> <p>三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>事業指定基準規則第三十五条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十五条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十五条第1項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十五条第1項第4号が該当</p>

<p> 3 第1項第3号に規定する「蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。 また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。 </p> <p> 4 第1項第4号「放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統を代替するための設備をいう。 また、セル換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。 </p> <p> 5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。 </p> <p> 6 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。 </p> <p> 7 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。 </p>		
---	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)</p> <p>第三十六条 セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備</p> <p>三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項第1号に規定する「放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備」とは設計基準の要求により措置した設備とは異なる圧縮空気の供給設備、溶液の回収・移送設備、ポンプ等による水素掃気配管への窒素の供給設備、爆発に至らせないための水素燃焼設備等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「水素爆発が発生した場合にお</p>	<p>(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)</p> <p>第四十条 セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備</p> <p>三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>事業指定基準規則第三十六条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十六条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十六条第1項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十六条第1項第4号が該当</p>

<p>いて水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備」とは、容器への希釈材の注入設備等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>3 第1項第3号に規定する「水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>4 第1項第4号に規定する「放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統を代替するための設備等をいう。</p> <p>また、セル換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。</p> <p>5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。</p> <p>6 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。</p> <p>7 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。</p>		
---	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備) 第三十七条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。 一 火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備</p> <p>三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項第1号に規定する「火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる溶液の回収・移送設備、セル内注水設備等をいう。 また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。 2 第1項第2号に規定する「火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる消火設備や窒息消火設備(ダンパ等の閉止)、漏えいした溶液の冷却設備、セル内注水設備等をいう。 また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するお</p>	<p>(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備) 第四十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備</p> <p>二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備</p> <p>三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備</p> <p>四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>事業指定基準規則第三十七条第1項第1号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十七条第1項第2号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十七条第1項第3号が該当</p> <p>事業指定基準規則第三十七条第1項第4号が該当</p>

<p>それが安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>3 第1項第3号に規定する「火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。</p> <p>また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれが安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>4 第1項第4号に規定する「放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統を代替するための設備等をいう。</p> <p>また、セル換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。</p> <p>5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。</p> <p>6 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。</p> <p>7 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)</p> <p>第三十八条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えい」とは、本規程第28条に示す想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏えいのことである。第2項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えい」とは、想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏えいを超える漏えいをいう。</p> <p>2 第1項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備等をいう。</p> <p>一 代替注水設備として、可搬型代替注水設備(注水ライン、ポンプ車等)を配備すること。代替注水設備は、設計基準対応の冷却、注水設備が機能喪失し及び小規模な漏えいがあった場合でも、貯蔵槽の水位を維持できるものであること。</p> <p>3 第2項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備等をいう。</p> <p>一 スプレイ設備として、可搬型スプレイ設備(スプレイヘッド、スプレイライン、ポンプ車等)を配備すること。</p> <p>二 スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)</p> <p>第四十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第三十八条第1項及び解釈第2項、第4項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第三十八条第2項及び解釈第3項、第4項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

<p>三 燃料損傷時に、放射性物質又は放射線の敷地外への著しい放出による影響を緩和するための設備等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の設備等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下に掲げるものをいう。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び貯蔵槽上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。</p> <p>二 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。</p> <p>5 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射性物質の漏えいに対処するための設備) 第三十九条 セル内又は建屋内(セル内を除く。以下この条において同じ。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号を除く。)を設けなければならない。</p> <p>一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備 二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備 四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項に規定する「重大事故等対処設備」とは、以下に掲げる設備又はこれらと同等以上の効果を有する設備をいう。 一 第1項第1号に規定する「放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。 二 第1項第2号に規定する「放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備」の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ご</p>	<p>(放射性物質の漏えいに対処するための設備) 第四十三条 セル内又は建屋内(セル内を除く。以下この条において同じ。)において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号に掲げる設備を除く。)が設けられていなければならない。</p> <p>一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備 二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備 三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備 四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>再処理施設に該当する設備なし</p>

<p>とに1セットとする。</p> <p>三 第1項第3号に規定する「系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。</p> <p>また、当該設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。</p> <p>四 第1項第4号に規定する「影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統(建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、建屋換気系統)を代替するための設備等をいう。</p> <p>また、セル換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備又は建屋換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。</p> <p>五 上記一、二及び三については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。</p> <p>六 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。</p> <p>七 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、再処理施設の状態を監視するための設備の整備を含む。</p>		
--	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) 第四十条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第40条に規定する「放出を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 再処理施設の各建物に放水できる設備を配備すること。 二 放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応できること。 三 放水設備は、移動等により、複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能なこと。 四 放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備すること。 五 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮すること。 六 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。</p>	<p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) 第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十条第1項及び解釈第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等への対処に必要な水の供給設備) 第四十一条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第41条に規定する「設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。 二 複数の代替水源(貯水槽、ダム、貯水池、海等)が確保されていること。 三 各水源からの移送ルートが確保されていること。 四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。</p>	<p>(重大事故等への対処に必要な水の供給設備) 第四十五条 再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十一条第1項及び解釈第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(電源設備) 第四十二条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第42条に規定する「電源が喪失したこと」とは、設計基準の要求により措置されている第25条に規定する保安電源設備の電源を喪失することをいう。 2 第42条に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 代替電源設備を設けること。 ① 代替電源設備は、設計基準事故に対処するための設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 ② 代替電源設備は、想定される重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保しておくこと。 二 事業所内恒設蓄電式直流電源設備は、想定される重大事故等の発生から、計測設備に可搬型代替電源を繋ぎ込み、給電開始できるまでの間、電力の供給を行うことが可能であること。また、必要な容量を確保しておくこと。 三 事業所内電気設備(モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタルクラッド(MC))等)は、代替事業所内電気設備を設けることなどにより共通原因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	<p>(電源設備) 第四十六条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十二条第1項及び解釈第2項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(計装設備)</p> <p>第四十三条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のもを含む。)の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を設けなければならない。</p> <p>3 前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「直流電源の喪失」とは、設計基準の要求により措置されている保安電源設備の直流電源を喪失することをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「パラメータを推定するために有効な情報を把握できる」とは、テスターと換算表を用いて必要な計測を行うこと等をいう。</p> <p>3 第2項に規定する「必要な情報を把握できる」とは、発生する事故の特徴から、作業可能な状態が比較的長時間確保できる可能性がある場合には、施設の遠隔操作に代えて、緊急時のモニタや施設制御を現場において行うことを含むものとする。</p> <p>4 第3項に規定する「共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれない」とは、第46条に規定する「緊急時対策所」に、「必要な情報を把握できる設備」を備えることにより制御室と同時に機能を喪失しないことをいう。</p>	<p>(計装設備)</p> <p>第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のもを含む。)の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。</p> <p>3 前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十三条第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異があるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十三条第2項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異があるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十三条第3項が該当</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(制御室) 第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 制御室用の電源(空調、照明他)は、代替電源設備からの給電を可能とすること。 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。 ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。 ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>(制御室) 第四十八条 第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十四条第1項及び解釈第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(監視測定設備)</p> <p>第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。</p> <p>二 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p>	<p>(監視測定設備)</p> <p>第四十九条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十五条第1項及び解釈第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十五条第2項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(緊急時対策所) 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>【規則の解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。 一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪</p>	<p>(緊急時対策所) 第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。 三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十六条第1項第1号及び解釈第1項が該当(「講じたものであること」と「講ずること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十六条第1項第2号が該当(「設けたものであること」と「設けること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十六条第1項第3号が該当(「設けたものであること」と「設けること」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業指定基準規則第四十六条第2項及び解釈第1項が該当(「収容することができるものでなければならない」と「収容することができる措置が講じられたものでなければならない」の表現上の差異あるが、設計要求としての差異なし。)</p>

<p>失しないこと。</p> <p>三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p>		
---	--	--

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【規則の解釈】</p> <p>1 第47条に規定する「再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p>	<p>(通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第五十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業指定基準規則第四十七条第1項が該当(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異があるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業指定基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
-	<p>(材料及び構造)</p> <p>第三十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。</p> <p>2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>対応する事業指定基準規則なし</p>

事業許可基準規則、解釈と技術基準規則の紐付け整理表

事業許可基準規則	技術基準規則	備考
第二章 安全機能を有する施設 第二条 核燃料物質の臨界防止 第三条 遮蔽等 第四条 閉じ込めの機能 ー ー 第五条 火災等による損傷の防止 第六条 安全機能を有する施設の地盤 第七条 地震による損傷の防止 第八条 津波による損傷の防止 第九条 外部からの衝撃による損傷の防止 第十条 加工施設への人の不法な侵入等の防止 第十一条 溢水による損傷の防止 第十二条 誤操作の防止 第十三条 安全避難通路等 第十四条 安全機能を有する施設 第十五条 設計基準事故の拡大の防止 第十六条 核燃料物質の貯蔵施設 第十七条 廃棄施設 第十八条 放射線管理施設 第十九条 監視設備 第二十条 非常用電源設備 第二十一条 通信連絡設備 ー ー ー	第二章 安全機能を有する施設 第四条 核燃料物質の臨界防止 第二十二条 遮蔽 第十条 閉じ込めの機能 第二十一条 核燃料物質等による汚染の防止 第二十三条 換気設備 第十一条 火災等による損傷の防止 第五条 安全機能を有する施設の地盤 第六条 地震による損傷の防止 第七条 津波による損傷の防止 第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 第九条 加工施設への人の不法な侵入等の防止 第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止 ー 第十三条 安全避難通路等 第十四条 安全機能を有する施設 ー 第十七条 核燃料物質の貯蔵施設 第二十条 廃棄施設 第十九条 放射線管理施設 ー 第二十四条 非常用電源設備 第二十五条 通信連絡設備 第十五条 材料及び構造 第十六条 搬送設備 第十八条 警報設備等	【記載方針】 ・用語の差異については破線 ・記載内容の相違については下線

事業許可基準規則	技術基準規則	
第三章 重大事故等対処施設 第二十二条 重大事故等の拡大の防止等 第二十三条 火災等による損傷の防止 第二十四条 重大事故等対処施設の地盤 第二十五条 地震による損傷の防止 第二十六条 津波による損傷の防止 第二十七条 重大事故等対処設備 第二十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備 第二十九条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 第三十条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 第三十一条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 第三十二条 電源設備 第三十三条 監視測定設備 第三十四条 緊急時対策所 第三十五条 通信連絡を行うために必要な設備 -	第三章 重大事故等対処施設 (第三十条 重大事故等対処設備) 第二十九条 火災等による損傷の防止 第二十六条 重大事故等対処施設の地盤 第二十七条 地震による損傷の防止 第二十八条 津波による損傷の防止 第三十条 重大事故等対処設備 第三十二条 臨界事故の拡大を防止するための設備 第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 第三十四条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 第三十五条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備 第三十六条 電源設備 第三十七条 監視測定設備 第三十八条 緊急時対策所 第三十九条 通信連絡を行うために必要な設備 第三十一条 材料及び構造	

・事業許可基準規則は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年 11 月 27 日公布)」及びその解釈(改正 平成28年11月30日 原規技発第 1611304 号)を記載

・技術基準規則は、「加工施設の技術基準に関する規則(令和 2 年 3 月 17 日公布)」を記載

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(解釈)第2条(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>1 第1項に規定する「核燃料物質が臨界に達する」とは、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達することをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置」とは、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下「単一ユニット」という。)について、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の措置をいう。</p> <p>一 核燃料物質を収納する、単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値(臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値をいう。この値は、具体的な機器の設計及び運転条件の妥当性の判断を容易かつ確実に行うために設定する計量可能な値であり、この値を超えた機器の製作及び通常時における運転条件の設定は許容されない。)が設けられていること。この場合、溶液状の核燃料物質を取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状とすることを基本とすること。ただし、少量の溶液の化学分析に用いられる市販の分析機器、ビーカー等のように最小臨界質量以下の核燃料物質を取り扱うものは含まれない。</p> <p>二 上記一の形状寸法管理が困難な設備・機器及び単一ユニットとしてのグローブボックスについては、取り扱う核燃料物質自体の質量、プルトニウム富化度、溶液中の濃度等について適切な核的制限値が設けられていること。この場合、誤操作等を考慮しても工程内の核燃料物質が上記の制限値を超えないよう臨界安全が確保され、十分な対策が講じられていること。上記の「十分な対策」とは、質量制</p>	<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第二条第1項及び解釈第2項が該当。</p>

<p>限管理を徹底するため、信頼性の高いインターロックにより質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うことをいう。</p> <p>三 核燃料物質の収納を考慮していない設備・機器のうち、核燃料物質が入るおそれのある設備・機器についても上記一及び二に規定する条件が満たされていること。</p> <p>四 核的制限値を設定するに当たっては、取り扱われるウランの化学的組成、ウラン酸化物とプルトニウム酸化物を混ぜ合わせた混合酸化物(以下「MOX」という。)中のプルトニウム富化度及び同位体組成、密度、幾何学的形状及び減速条件、並びに中性子吸収材等を考慮し、最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定し、かつ、測定又は計算による誤差、誤操作等を考慮して十分な裕度を見込むこと。</p> <p>五 核的制限値を定めるに当たって、参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コード等は、実験値等との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものであること。</p> <p>六 核的制限値の維持・管理については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものであること。</p> <p>3 第1項に規定する「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置」とは、二つ以上の単一ユニットが存在する場合について、以下の各号に掲げる措置又はこれらと同等以上の措置をいう。</p> <p>一 単一ユニット相互間は核的に安全な配置であることを確認すること。</p> <p>二 核的に安全な配置を定めるに当たっては、最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定し、かつ、測定又は計算による誤差、誤操作等を考慮して十分な裕度を見込むこと。</p> <p>三 核的に安全な配置を定めるに当たって、参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コード等は、実験値等との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものである</p>	<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第二条第1項及び解釈第3項が該当。</p>
---	--	----------------------------------

<p>こと。</p> <p>四 核的に安全な配置の維持については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないものであること。</p> <p>五 上記四の「核的に安全な配置の維持」とは、核燃料物質を収納する設備・機器の設置に当たって、十分な構造強度を持つ構造材を用いて固定することをいう。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか又は設計上、移動範囲を制限すること。</p> <p>六 核燃料物質を不連続的に取り扱う(バッチ処理)施設においては、核燃料物質を次の工程に移動させようとしても、核的制限値等を満足する状態にならない場合は、移動することができないものであること。</p> <p>七 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。</p> <p>2 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、<u>臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</u></p>	<p>3 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、<u>臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第二条第2項が該当。(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の差異あり。技術基準規則で設備設計要件として展開。)</p>
--	---	---

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(遮蔽等) 第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。 一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>(解釈)第3条(遮蔽等) 2 第2項第1号に規定する「管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所」には、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p> <p>二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p>	<p>(遮蔽) 第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三条第1項が該当。(「線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない」と「線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第三条第2項が該当。</p> <p>事業許可基準規則第三条第2項第2号は、技術基準規則で対応なし。事業変更許可申請書において自動で対処可能なため人による操作が必要ないとして適合性説明を実施。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(閉じ込めの機能) 第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)第4条(閉じ込めの機能) 1 第4条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込める」とは、放射性物質を系統、機器等に閉じ込めること、又は漏えいした場合においても、系統若しくは機器を収納するグローブボックス、構築物等の内に保持することをいう。 2 第4条に規定する「閉じ込めることができる」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 一 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であること。また、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策が講じられていること。 二 放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができること。検知された漏えいの拡大を防止することができること。 三 放射性物質を気体又は液体で扱う系統及び機器は、放射性物質の逆流により、放射性物質が拡散しない設計であること。換気設備においても同様である。 四 排気設備には、フィルタ等の放射性物質を除去するための設備が適切に設けられていること。 五 設計基準事故時においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されるよう設計されており、設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること。 六 上記一から五までの規定に加え、プルトニウムを取り扱う加工施設においては、以下の各号に掲げる設計上の対策が講じられていること。 ① プルトニウムを含む物質を非密封で取り扱う設備・機器は、作業環境中にプルトニウム等が飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納されていること又はグローブボックスと同等の閉じ込めの機能(内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能)を有する構造であ</p>	<p>(閉じ込めの機能) 第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。 二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であって、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。 四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。 六 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣</p>	<p>事業許可基準規則第四条第1項が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第4条第2項第3号が該当。</p> <p>MOX燃料加工施設に該当する設備なし</p> <p>事業許可基準規則解釈第4条第2項第1号、第6号①、③が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第4条第2項第1号、第6号①が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第4条第2項第1号、第6号④が該当。 事業許可基準規則解釈第4条第2項第5号、第6号②、③が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第4条第2項第1号が該当。</p>

<p>ること。</p> <p>② プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、逆流を防止する換気設備(逆止弁、ダクト、フィルタ、排風機等を含む。)が設けられていること。</p> <p>③ 換気設備により、プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。</p> <p>④ 上記③の「ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物」に対しては、局所排気設備の設置等、適切な閉じ込めの対策がなされていれば、必ずしも常時負圧状態の維持を求めるものではない。</p>	<p>接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。</p>	
<p>⑤ 核燃料物質の飛散のおそれのある部屋の床・壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい材料で仕上げられていること。</p>	<p>(換気設備)</p> <p>第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>(核燃料物質等による汚染の防止)</p> <p>第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則解釈第 4 条第 2 項第 5 号、第 6 号①、②が該当</p> <p>事業許可基準規則解釈第 4 条第 2 項第 3 号、第 5 号、第 6 号②が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第 4 条第 2 項第 4 号、第 5 号、第 6 号②が該当。</p>
		<p>事業許可基準規則解釈第 4 条第 2 項第 6 号⑤が該当。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>(解釈)第5条(火災等による損傷の防止)</p> <p>2 第1項に規定する「火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するもの」とは、以下に掲げる各号を含むものをいう。また、本項の対応に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とすること。</p> <p>一 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られたものであり、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じたものであること。</p> <p>二 核燃料物質を取り扱うグローブボックス等の設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすること。</p> <p>三 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、発火及び異常な温度上昇の防止対策、可燃性・爆発性の物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策等の適切な対策が講じられる設計であるとともに、適切に設定された熱的及び化学的制限値を超えることのない設計であること。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>4 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。</p> <p>5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>6 焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。</p> <p>7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等(爆発の危険性がないものを除く。)は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第五条第1項、事業許可基準規則解釈第5条第2項第4号、5号、6号が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第5条第2項第一、二号が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第5条第2項第三号が該当。 事業許可基準規則解釈第5条第2項第三号が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第5条第2項第三号が該当。</p> <p>事業許可基準規則解釈第5条第2項第三号が該当。</p>

<p>四 火災の拡大を防止するために、適切な検知、警報設備及び消火設備が設けられているとともに、火災及び爆発による影響の緩和のために適切な対策が講じられるように設計されていること。</p> <p>五 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できること。</p> <p>六 上記五の「機能を適切に維持できること」とは、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない、十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保されることをいう。</p> <p>2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(解釈)第5条(火災等による損傷の防止)</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の機能を損なわないもの(消火設備の誤動作によって核燃料物質が浸水したとしても、当該施設の臨界防止機能を損なわないこと等。)であること。</p>	<p>一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。</p> <p>三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第五条第2項が該当。</p>
--	---	---------------------------

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全機能を有する施設の地盤) 第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に<u>設けなければならない</u>。</p> <p><u>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p> <p><u>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>	<p>(安全機能を有する施設の地盤) 第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に<u>設置されたものでなければならない</u>。</p>	<p>事業許可基準規則第六条第 1 項が該当(「設けなければならない」と「設置されたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業許可基準規則では、「耐震重要施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p> <p>事業許可基準規則では、「耐震重要施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設(事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第七条第1項では、安全機能を有する施設に対する地震力に対する設計上の考慮「地震力に十分に耐える」に関する記載あり。</p> <p>事業許可基準規則第七条第2項が該当。(「放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない」と「公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第七条第3項が該当。(「安全機能が損なわれるおそれがない」と「安全性が損なわれるおそれがない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業許可基準規則第七条第4項が該当。(「安全機能が損なわれるおそれがない」と「安全性が損なわれるおそれがない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して<u>安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p>	<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第七条 安全機能を有する施設は、基準津波(事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。)によりその<u>安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第八条第1項が該当(「安全機能が損なわれるおそれがない」と「安全性が損なわれるおそれがない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても<u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して<u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p>	<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその<u>安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p> <p>2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により加工施設の<u>安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p> <p>3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の<u>安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第九条第1項、第2項が該当。(「安全機能を損なわない」と「安全性を損なう恐れがある場合において防護措置等を講じる」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第九条第2項は、第九条第1項の「安全機能を損なわないものでなければならない」ことの評価の条件となることから、技術基準規則第八条第1項に展開。</p> <p>事業許可基準規則第3項が該当。(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうおそれがある場合において防護措置等を講じる」の差異あり技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第3項が該当。(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうおそれがある場合において防護措置等を講じる」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第九条 加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第十条第1項が該当。(「設備を設けなければならない」と「適切な措置が講じられたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(溢水による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても<u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p>	<p>(加工施設内における溢水による損傷の防止)</p> <p>第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその<u>安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第十一条第1項は、技術基準規則第1項が該当(「安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうおそれがある場合において防護措置等を講じる」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(誤操作の防止) 第十二条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(解釈)第12条(誤操作の防止) 1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること、保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計であることをいう。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)第12条(誤操作の防止) 2 第2項に規定する「容易に操作することができる」とは、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する設計であることをいう。</p>	<p>—</p>	<p>事業許可基準規則第十二条第1項、第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十四条(安全機能を有する施設)に展開</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全避難通路等) 第十三条 加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源 	<p>(安全避難通路等) 第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源 	<p>事業許可基準規則第十三条第1項は、技術基準規則第1項が該当。(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(安全機能を有する施設) 第十四条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、<u>その安全機能を発揮することができるものでなければならない。</u></p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理が<u>できるものでなければならない。</u></p> <p>4 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、<u>その安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p> <p>5 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の<u>安全性を損なわないものでなければならない。</u></p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、<u>その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。</u></p> <p>2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理が<u>できるように設置されたものでなければならない。</u></p> <p>3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の<u>安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p> <p>4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の<u>安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第十四条第2項は、技術基準規則第1項が該当。(「その安全機能を発揮することができるものでなければならない」と「その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第十四条第3項は、技術基準規則第2項が該当。(「できるものでなければならない」と「できるように設置されたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第十四条第4項は、技術基準規則第3項が該当。(「その安全機能を損なわないものでなければならない」と「安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p> <p>事業許可基準規則第十四条第5項は、技術基準規則第4項が該当。(「安全性を損なわないものでなければならない」と「安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(設計基準事故の拡大の防止) 第十五条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>事業許可基準規則第十五条は、技術基準規則で直接該当する項目がないため、技術基準規則第十四条(安全機能を有する施設)に展開</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(核燃料物質の貯蔵施設)</p> <p>第十六条 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 <u>冷却のための必要な措置が講じられているものであること。</u></p> <p>(解釈)第16条(核燃料物質の貯蔵施設)</p> <p>1 第2号に規定する「冷却のための必要な措置」とは、取り扱う核燃料物質(プルトニウム等)の崩壊熱を考慮して、必要に応じて冷却機能を設けること等をいう。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵施設)</p> <p>第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第十六条第1項第1号は、技術基準で直接該当する項目がないが、貯蔵施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十七条(核燃料物質の貯蔵施設)で展開</p> <p>事業許可基準規則第十六条第1項第2号が該当。(「冷却のための必要な措置が講じられているもの」と「崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。</p> <p>2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>	<p>(廃棄施設)</p> <p>第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p>	<p>事業許可基準規則第十七条は、技術基準規則第二十条が該当</p> <p>事業許可基準規則第十七条第2項技術基準で直接該当する項目がないが、廃棄施設に関する要求事項であることから、技術基準規則第二十条(廃棄施設)に展開 核燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条の八(工場又は事業所において行われる廃棄)における「放射性廃棄物の保管廃棄」に係る要件についても廃棄施設に関する要求事項として、技術基準規則第二十条(廃棄施設)に展開</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(放射線管理施設) 第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第18条(放射線管理施設) 1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設をいう。</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第18条(放射線管理施設) 2 第2項に規定する「必要な情報を適切な場所に表示できる」とは、伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>(放射線管理施設) 第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>事業許可基準規則第十九条第1項が該当。ただし、事業許可基準規則第十九条の「その境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視」については技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理に係る要求事項であることから、技術基準規則第十九条(放射線管理施設)で展開。</p> <p>事業許可基準規則第十九条第1項が該当。</p> <p>事業許可基準規則第十八条第1項が該当。</p> <p>事業許可基準規則第十八条第2項は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから、技術基準規則第十九条(放射線管理施設)に展開</p>
<p>(監視設備) 第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p>		

<p>(解釈)第19条(監視設備)</p> <p>1 第19条は、設計基準において加工施設の放射線監視を求めている。</p> <p>2 第19条に規定する「放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」とは、通常時に加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定することをいう。</p> <p>3 第19条において、通常時における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>4 第19条において、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>5 第19条において、モニタリングポストについては、非常用電源設備(無停電電源を含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>		<p>事業許可基準規則解釈第19条第5項の「モニタリングポストの非常用電源設備への接続、伝送系の多様性については、直接関係する技術基準規則がないが、放射線管理施設に対する要求事項であることから技術基準規則第十九条に展開</p>
--	--	---

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(非常用電源設備) 第二十条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>(非常用電源設備) 第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。 2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第二十条が該当。(技術基準規則では、発電機を含む非常用電源設備と無停電電源装置に分けて展開)</p> <p>事業許可基準規則第二十条が該当。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
—	<p>(材料及び構造)</p> <p>第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。</p> <p>2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>対応する事業許可基準規則なし (関連条文:事業許可基準規則第四条)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
—	<p>(搬送設備)</p> <p>第十六条 核燃料物質を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。</p>	対応する事業許可基準規則なし

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
-	<p>(警報設備等)</p> <p>第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。</p>	<p>対応する事業許可基準規則なし (関連条文:事業許可基準規則第四条、第五条、第十二条)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(通信連絡設備)</p> <p>第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p>	<p>(通信連絡設備)</p> <p>第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第1項は、技術基準規則第1項が該当。(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p> <p>事業許可基準規則第2項は、技術基準規則第2項が該当。(「設けなければならない」と「設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p>第二十二條 加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>事業許可基準規則第二十二條は、技術基準規則で直接該当する項目がないが、重大事故等対処設備に対する要求事項であることから、技術基準規則第三十條(重大事故等対処設備)に展開</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(火災等による損傷の防止) 第二十三条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。</p> <p>(解釈)第23条(火災による損傷の防止) 1 第23条の適用に当たっては、第5条第1項の解釈に準ずるものとする。</p>	<p>(火災等による損傷の防止) 第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>3 重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第二十三条が該当。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>第二十四条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。</p> <p>一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトリウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p><u>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項第一号の重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</u></p>	<p>(重大事故等対処施設の地盤)</p> <p>第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトリウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</p>	<p>事業許可基準規則第二十四条が該当。</p> <p>事業許可基準規則では、「重大事故等対処施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p> <p>事業許可基準規則では、「重大事故等対処施設を設ける地盤」に関する記載あり。</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第二十五条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために<u>必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p>	<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。</p> <p>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために<u>必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第二十五条第1項 1 号が該当。</p> <p>事業許可基準規則第二十五条第1項2号が該当。</p> <p>事業許可基準規則第二十五条第2項が該当。 (「必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と「必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の差異あり。技術基準規則では設備設計要件として展開。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第二十六条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために<u>必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p>	<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために<u>必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</u></p>	<p>事業許可基準規則第二十六条が該当。(「必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と「必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第二十七条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等への収束に必要な個数及び容量を有するものであること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものであること。</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののほか、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備(プルトリウムを取り扱う加工施設と接続され</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。</p> <p>四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。</p> <p>六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因(事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第二十七条が該当。(「適切な措置を講じたものでなければならない」と「適切な措置が講じられたものでなければならない」等の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

ている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

一 常設設備(プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(臨界事故の拡大を防止するための設備)</p> <p>第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備</p> <p>二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>(臨界事故の拡大を防止するための設備)</p> <p>第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備</p> <p>二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備</p>	<p>事業許可基準規則第二十八条が該当。(「重大事故等対処設備を設けなければならない」と「重大事故等対処設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)</p> <p>第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p>	<p>(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)</p> <p>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備</p> <p>二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備</p>	<p>事業許可基準規則第二十九条が該当。(「重大事故等対処設備を設けなければならない」と「重大事故等対処設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 第三十条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第30条(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 1 第30条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 プルトニウムを取り扱う加工施設の各建物に放水できる設備を配備すること。 二 放水設備は、プルトニウムを取り扱う加工施設における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。 三 放水設備は、移動等により、複数の方向からプルトニウムを取り扱う加工施設の各建物に向けて放水することが可能なこと。 四 放水設備は、プルトニウムを取り扱う加工施設の各建物の同時使用を想定し、必要な台数を配備すること。 五 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮すること。 六 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。</p>	<p>(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十条が該当。(「必要な設備を設けなければならない」と「必要な設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) 第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第31条(重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備) 1 第31条に規定する「重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。 二 複数の代替水源(貯水槽、ダム、貯水池又は海等)が確保されていること。 三 各水源からの移送ルートが確保されていること。 四 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備すること。</p>	<p>(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要なとなる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十一条が該当。(「必要な設備を設けなければならない」と「必要な設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(電源設備) 第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第二十条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第32条(電源設備) 1 第32条に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 代替電源設備(電源車、バッテリー等)を配備すること。 二 代替電源設備については、設計基準事故に対処する設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 三 代替電源設備については、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であること。</p>	<p>(電源設備) 第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十二条が該当。(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(監視測定設備)</p> <p>第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第33条(監視測定設備)</p> <p>1 第1項に規定する「当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。</p> <p>二 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>(監視測定設備)</p> <p>第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十三条が該当。(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(緊急時対策所) 第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)第34条(緊急時対策所) 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するための対策に必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>(緊急時対策所) 第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十四条が該当。(「緊急時対策所を設けなければならない」と「緊急時対策所が設けられていなければならない」等の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
<p>(通信連絡を行うために必要な設備) 第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)第35条(通信連絡を行うために必要な設備) 1 第35条に規定する「当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)から給電を可能とする通信連絡設備又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p>	<p>(通信連絡を行うために必要な設備) 第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>事業許可基準規則第三十五条が該当。(「設備を設けなければならない」と「設備が設けられていなければならない」の表現上の差異はあるが、設計要求としての差異なし。)</p>

事業許可基準規則、解釈	技術基準規則	紐づけ整理等
-	<p>(材料及び構造)</p> <p>第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのものにより溶接したものであること。</p> <p>2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>対応する事業許可基準規則なし</p>